



# 愛媛県報

発行 愛 媛 県

平成30年 3月23日 金曜日 第2960号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県食の安全安心推進条例施行規則の一部を改正する規則.....（薬務衛生課）... 181  
 児童福祉法施行細則及び児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則.....（子育て支援課）... 182

## 告 示

農用地利用配分計画の認可申請.....（農政課農地・担い手対策室）... 184  
 港湾施設の概要.....（港湾海岸課）... 184  
 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....（都市計画課）... 184  
 建設業者の許可の取消し.....（東予地方局管理課）... 184  
 指定障害児通所支援事業の廃止.....（中予地方局地域福祉課）... 184  
 指定居宅サービス事業の廃止.....（ " ）... 184  
 指定介護予防サービス事業の廃止.....（ " ）... 185  
 指定障害福祉サービス事業の廃止.....（ " ）... 185  
 道路の供用開始（一般国道 494 号）.....（中予地方局管理課）... 185  
 道路の供用開始（県道松山伊予線）.....（ " ）... 186  
 道路の供用開始（県道松山川内線）.....（ " ）... 186  
 土地改良区役員の就退任の届出.....（南予地方局農村整備課）... 186  
 新たな土地改良事業の施行の認可.....（ " ）... 186  
 指定道路の指定.....（南予地方局八幡浜土木事務所）... 186

## 訓 令

愛媛県庁事務決裁規程及び愛媛県福祉総合支援センター処務規程の一部を改正する訓令.....（子育て支援課）... 186

## 公営企業管理規程

愛媛県公営企業公舎貸与規程の一部を改正する管理規程.....（公営企業管理局総務課）... 187  
 愛媛県公営企業会計規程及び愛媛県県営工業用水道供給規程の一部を改正する管理規程.....（ " ）... 190  
 愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程.....（ " ）... 191

## 規 則

### ○愛媛県規則第 4 号

愛媛県食の安全安心推進条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年 3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

### 愛媛県食の安全安心推進条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県食の安全安心推進条例施行規則（平成21年愛媛県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>（自主回収の着手又は終了の報告）</p> <p><b>第 2 条 省略</b></p> <p>2・3 省略</p> <p>4 第 1 項及び前項の規定により知事に提出する書類は、次の表の左欄に掲げる回収理由の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる機関を経由しなければならない。この場合において、経路すべき機関が 2 以上あるときは、それらの機関のうち、いずれかの機関を経由すれば足りる。</p> <table border="1"> <tr> <td>回 収 理 由</td> <td>機 関</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table>	回 収 理 由	機 関	省略		<p>（自主回収の着手又は終了の報告）</p> <p><b>第 2 条 省略</b></p> <p>2・3 省略</p> <p>4 第 1 項及び前項の規定により知事に提出する書類は、次の表の左欄に掲げる回収理由の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる機関を経由しなければならない。この場合において、経路すべき機関が 2 以上あるときは、それらの機関のうち、いずれかの機関を経由すれば足りる。</p> <table border="1"> <tr> <td>回 収 理 由</td> <td>機 関</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table>	回 収 理 由	機 関	省略	
回 収 理 由	機 関								
省略									
回 収 理 由	機 関								
省略									

農薬取締法（昭和23年法律第82号）、 <u>日本農林規格等に関する法律</u> （昭和25年法律第175号）、 <u>不当景品類及び不当表示防止法</u> （昭和37年法律第134号）若しくは米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）の規定又は食品表示法の規定（国民の健康の保護及び増進を図るために必要な食品に関する表示に係る部分を除く。）に違反し、又は違反するおそれがあること。	省略
省略	

農薬取締法（昭和23年法律第82号）、 <u>農林物資の規格化等に関する法律</u> （昭和25年法律第175号）、 <u>不当景品類及び不当表示防止法</u> （昭和37年法律第134号）若しくは米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）の規定又は食品表示法の規定（国民の健康の保護及び増進を図るために必要な食品に関する表示に係る部分を除く。）に違反し、又は違反するおそれがあること。	省略
省略	

附 則

この規則は、平成30年 4月 1日から施行する。

○愛媛県規則第 5 号

児童福祉法施行細則及び児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年 3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

児童福祉法施行細則及び児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

（児童福祉法施行細則の一部改正）

第 1 条 児童福祉法施行細則（昭和35年愛媛県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（委任）</p> <p><b>第 1 条</b> 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第32条第 1 項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第 2 項の規定により、次に掲げる知事の権限は、児童相談所長に委任する。</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p>(10) <u>法第33条第 2 項、第 4 項、第 6 項、第 9 項及び第11項の規定</u>による一時保護に関すること。</p> <p>(10)の 2～(27) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p><b>様式第30号</b>（第29条関係） 証票</p> <p>（表） 省略</p> <p>（裏）</p>	<p>（委任）</p> <p><b>第 1 条</b> 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第32条第 1 項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第 2 項の規定により、次に掲げる知事の権限は、児童相談所長に委任する。</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p>(10) 法第33条第 2 項、<u>第 7 項及び第 9 項</u>の規定による一時保護に関すること。</p> <p>(10)の 2～(27) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p><b>様式第30号</b>（第29条関係） 証票</p> <p>（表） 省略</p> <p>（裏）</p>
<p><b>児童福祉法（抜粋）</b></p> <p><b>第28条</b> 省略</p> <p>2 前項第 1 号及び第 2 号ただし書の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から 2 年を超えてはならない。ただし、当該措置に係る保護者に対する指導措置（第27条第 1 項第 2 号の措置をいう。以下この条並びに第33条第 2 項及び第 9 項において同じ。）の効果等に照らし、当該措置を継続しなければ保護者とその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害するおそれがあると認めるときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、当該期間を更新することができる。</p> <p>3 省略</p> <p><b>第29条</b> 省略</p> <p>注 省略</p>	<p><b>児童福祉法（抜粋）</b></p> <p><b>第28条</b> 省略</p> <p>2 前項第 1 号及び第 2 号ただし書の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から 2 年を超えてはならない。ただし、当該措置に係る保護者に対する指導措置（第27条第 1 項第 2 号の措置をいう。以下この条_____において同じ。）の効果等に照らし、当該措置を継続しなければ保護者とその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害するおそれがあると認めるときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、当該期間を更新することができる。</p> <p>3 省略</p> <p><b>第29条</b> 省略</p> <p>注 省略</p>

(児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部改正)

第2条 児童虐待の防止等に関する法律施行細則(平成13年愛媛県規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																												
<p>(委任)</p> <p><b>第2条</b> 次に掲げる知事の権限は、児童相談所長に委任する。</p> <p>(1)~(8) 省略</p> <p>(9) <u>法第12条の4第1項(法第16条第1項の規定によりみなして適用する場合を含む。)</u>の規定による保護者に対する命令に関する<u>こと。</u></p> <p>(10) <u>法第12条の4第2項(法第16条第1項の規定によりみなして適用する場合を含む。)</u>の規定による命令に係る期間の更新に関する<u>こと。</u></p> <p>(11) <u>法第12条の4第6項(法第16条第1項の規定によりみなして適用する場合を含む。)</u>の規定による命令の取消しに関する<u>こと。</u></p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 省略</p> <p>(15) 省略</p> <p><b>様式第3号(第3条関係) 接近禁止命令書</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">省略</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(児童相談所長) 印</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">命令の内容</td> <td>児童相談所長が特に必要と認める場合を除き、児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所(通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。)の付近をはいかいしてはならない。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">省略</td> </tr> </table> <p><b>様式第7号(第4条関係) 接近禁止命令取消書</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">省略</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(児童相談所長) 印</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第12条の4第6項の規定に基づき、本日付で、次のとおり、<u>児童相談所長</u>が、<u>          </u>年 <u>          </u>月 <u>          </u>日付け <u>          </u>号により命令した接近禁止命令を取り消す。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">命令の内容</td> <td>児童相談所長が特に必要と認める場合を除き、児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所(通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。)の付近をはいかいしてはならない。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">省略</td> </tr> </table>	省略	(児童相談所長) 印	省略		省略		命令の内容	児童相談所長が特に必要と認める場合を除き、児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所(通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。)の付近をはいかいしてはならない。	省略		省略	(児童相談所長) 印	児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第12条の4第6項の規定に基づき、本日付で、次のとおり、 <u>児童相談所長</u> が、 <u>          </u> 年 <u>          </u> 月 <u>          </u> 日付け <u>          </u> 号により命令した接近禁止命令を取り消す。		省略		省略		命令の内容	児童相談所長が特に必要と認める場合を除き、児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所(通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。)の付近をはいかいしてはならない。	省略		<p>(委任)</p> <p><b>第2条</b> 次に掲げる知事の権限は、児童相談所長に委任する。</p> <p>(1)~(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p><b>様式第3号(第3条関係) 接近禁止命令書</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">省略</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">愛媛県知事 印</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">命令の内容</td> <td><u>愛媛県知事</u>が特に必要と認める場合を除き、児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所(通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。)の付近をはいかいしてはならない。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">省略</td> </tr> </table> <p><b>様式第7号(第4条関係) 接近禁止命令取消書</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">省略</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">愛媛県知事 印</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第12条の4第6項の規定に基づき、本日付で、次のとおり、<u>愛媛県知事</u>が、<u>          </u>年 <u>          </u>月 <u>          </u>日付け <u>          </u>号により命令した接近禁止命令を取り消す。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">命令の内容</td> <td><u>愛媛県知事</u>が特に必要と認める場合を除き、児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所(通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。)の付近をはいかいしてはならない。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">省略</td> </tr> </table>	省略	愛媛県知事 印	省略		省略		命令の内容	<u>愛媛県知事</u> が特に必要と認める場合を除き、児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所(通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。)の付近をはいかいしてはならない。	省略		省略	愛媛県知事 印	児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第12条の4第6項の規定に基づき、本日付で、次のとおり、 <u>愛媛県知事</u> が、 <u>          </u> 年 <u>          </u> 月 <u>          </u> 日付け <u>          </u> 号により命令した接近禁止命令を取り消す。		省略		省略		命令の内容	<u>愛媛県知事</u> が特に必要と認める場合を除き、児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所(通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。)の付近をはいかいしてはならない。	省略	
省略	(児童相談所長) 印																																												
省略																																													
省略																																													
命令の内容	児童相談所長が特に必要と認める場合を除き、児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所(通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。)の付近をはいかいしてはならない。																																												
省略																																													
省略	(児童相談所長) 印																																												
児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第12条の4第6項の規定に基づき、本日付で、次のとおり、 <u>児童相談所長</u> が、 <u>          </u> 年 <u>          </u> 月 <u>          </u> 日付け <u>          </u> 号により命令した接近禁止命令を取り消す。																																													
省略																																													
省略																																													
命令の内容	児童相談所長が特に必要と認める場合を除き、児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所(通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。)の付近をはいかいしてはならない。																																												
省略																																													
省略	愛媛県知事 印																																												
省略																																													
省略																																													
命令の内容	<u>愛媛県知事</u> が特に必要と認める場合を除き、児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所(通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。)の付近をはいかいしてはならない。																																												
省略																																													
省略	愛媛県知事 印																																												
児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第12条の4第6項の規定に基づき、本日付で、次のとおり、 <u>愛媛県知事</u> が、 <u>          </u> 年 <u>          </u> 月 <u>          </u> 日付け <u>          </u> 号により命令した接近禁止命令を取り消す。																																													
省略																																													
省略																																													
命令の内容	<u>愛媛県知事</u> が特に必要と認める場合を除き、児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所(通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。)の付近をはいかいしてはならない。																																												
省略																																													

附 則

- 1 この規則は、平成30年 4月 2日から施行する。
- 2 この規則の施行の日に行われた児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第12条の 4 第 1 項の規定に基づく命令を取り消す場合における第 2 条の規定による改正後の児童虐待の防止等に関する法律施行細則様式第 7 号の規定の適用については、同様式中「児童相談所長が」とあるのは、「愛媛県知事が」とする。

告 示

○愛媛県告示第293号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第 1 項の規定に基づき、農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から農用地利用配分計画の認可申請があった。当該農用地利用配分計画は、愛媛県農林水産部農政企画局農政課農地・担い手対策室において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供する。

平成30年 3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積（㎡）
大 北 吉 直	愛媛県東温市牛淵574番地	愛媛県東温市牛淵字二本木1223番 1	1,402
酒 井 優 行	愛媛県伊予市稲荷240番地	愛媛県伊予市稲荷字池ノ内甲222番 1 ほか1筆	4,206

2 申請年月日

平成30年 3月 9日

○愛媛県告示第296号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成30年 3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因となった事実
( 般 - 28 ) 第178号	平成28年 5月25日	㈱近藤工業所	近藤 慎治	今治市常磐町 7 - 3 - 4	平成30年 2月21日	さく井工事業	建設業の廃止（一部）
( 般 - 29 ) 第17993号	平成29年 9月11日	藤栄工業㈱	伊藤 龍一	新居浜市瀬戸町 8 - 48	平成30年 2月21日	土木工事業 とび・土工工事業 解体工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第297号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の 5 の19第 2 項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定障害児通所支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成30年 3月23日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

事業者番号	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者			指定障害児通所支援の種類	廃止に係る指定障害児通所支援事業所		廃 止 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3850100722	株式会社 中川	愛媛県松山市南久米町乙24番地128	中 川 孝 志	放課後等デイサービス	親子通園 みのり	愛媛県松山市余戸中3丁目10番35号	平成29年 5月 1日

○愛媛県告示第298号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条第 2 項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止

する旨の届出があった。

平成30年 3月23日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
合資会社介護サービス憩	合資会社介護サービス憩	愛媛県東温市志津川甲251番地15	平成30年 2月28日	訪問介護

○愛媛県告示第299号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成30年 3月23日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
合資会社介護サービス憩	合資会社介護サービス憩	愛媛県東温市志津川甲251番地15	平成30年 2月28日	介護予防訪問介護

○愛媛県告示第300号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成30年 3月23日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃止年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3813510082	社会福祉法人 和泉蓮華会	愛媛県松山市和泉北一丁目20番18号	中野 勇	自立訓練（生活訓練）	障害者自立訓練・就労支援センターアルムの里	愛媛県伊予郡砥部町重光280番地	平成29年 9月30日
3811000177	合同会社 福	愛媛県伊予市米湊1556番地6	河野 浩美	居宅介護	ヘルパーステーション 福	愛媛県伊予市米湊1556番地6	平成29年 11月30日
3811000177	合同会社 福	愛媛県伊予市米湊1556番地6	河野 浩美	重度訪問介護	ヘルパーステーション 福	愛媛県伊予市米湊1556番地6	平成29年 11月30日
3813510066	株式会社 ひふみ	愛媛県伊予郡砥部町重光159番地1	宮竹 勝也	重度訪問介護	ひふみ訪問介護	愛媛県伊予郡砥部町重光159番地1	平成30年 1月6日
3813510066	株式会社 ひふみ	愛媛県伊予郡砥部町重光159番地1	宮竹 勝也	行動援護	ひふみ訪問介護	愛媛県伊予郡砥部町重光159番地1	平成30年 1月6日
3811500234	特定非営利活動法人 農業で古里創りNPO	愛媛県松山市北斎院町682番地の3	白戸 邦生	同行援護	同行援護事業所 あくり塾重信事業所	愛媛県東温市志津川片山甲44	平成30年 2月28日
3811500028	合資会社介護サービス憩	愛媛県東温市志津川甲251番地15	藤岡 栄治	居宅介護	合資会社介護サービス憩	愛媛県東温市志津川甲251番地15	平成30年 2月28日
3811500028	合資会社介護サービス憩	愛媛県東温市志津川甲251番地15	藤岡 栄治	重度訪問介護	合資会社介護サービス憩	愛媛県東温市志津川甲251番地15	平成30年 2月28日

○愛媛県告示第301号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	494号	東温市河之内字三本松乙1636番211から 同字乙1636番212まで	平成30年 3月23日

"	"	東温市河之内字割石東山乙1624番43から 同字乙1624番29まで	"
"	"	東温市河之内字割石東山乙1624番36	"

○愛媛県告示第302号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成30年 3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山伊予線	松山市古川南二丁目1110番11から 同市古川南二丁目1117番2まで	平成30年 3月23日

○愛媛県告示第303号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成30年 3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山川内線	松山市東本二丁目79番16から 同市東本二丁目68番8まで	平成30年 3月23日

○愛媛県告示第304号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、津島町土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。  
平成30年 3月23日  
愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	兵 頭 司 博	宇和島市津島町岩松甲1277番地11

○愛媛県告示第305号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、津島町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（維持管理）の施行を平成30年 3月14日認可した。  
平成30年 3月23日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

○愛媛県告示第306号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。  
平成30年 3月23日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

- 1 指定道路の種類  
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日  
平成30年 3月14日
- 3 指定道路の位置  
大洲市西大洲字ヤヲ甲1350番1の一部及び甲1352番1の一部
- 4 指定道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 30.78メートル
  - (2) 幅員 4.50メートル

訓 令

○愛媛県訓令第2号

庁 中 一 般  
福祉総合支援センター

愛媛県庁事務決裁規程及び愛媛県福祉総合支援センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年 3月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県庁事務決裁規程及び愛媛県福祉総合支援センター処務規程の一部を改正する訓令**

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

**第1条** 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前								
<b>別表第5(第4条関係)</b>						<b>別表第5(第4条関係)</b>								
知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項						知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項								
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				
			知事	専決者						知事	専決者			
				部 長	局 長	課 長	主 幹					部 長	局 長	課 長
子 育 て 支 援 課	1～9 省略						1～9 省略							
							10 児童 虐待の 防止等 に関する 法律の 施行に 関する 事務	1 児童の身辺のつきまとい及び住所等の付近のはいかいの 禁止命令(第12条の4第1 項、第4項)						
							2 命令に係る期間の更新(第 12条の4第2項、第4項)							
							3 命令の取消し(第12条の4 第6項)							
	10 省略						11 省略							
	11 省略						12 省略							

(愛媛県福祉総合支援センター処務規程の一部改正)

**第2条** 愛媛県福祉総合支援センター処務規程(平成27年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(分掌事務)		(分掌事務)	
<b>第3条</b> 課の分掌事務は、次のとおりとする。		<b>第3条</b> 課の分掌事務は、次のとおりとする。	
省略		省略	
子ども・女性支援課		子ども・女性支援課	
(1)～(27) 省略		(1)～(27) 省略	
(28) 児童虐待の防止等に関する法律第12条から第12条の4までの 規定による <u>面会等の制限等</u> に関する <u>こと</u> 。		(28) 児童虐待の防止等に関する法律第12条から第12条の3までの 規定による <u>面会又は通信の制限</u> に関する <u>こと</u> 。	
(29)～(39) 省略		(29)～(39) 省略	
省略		省略	

**附 則**

この訓令は、平成30年4月2日から施行する。

**公営企業管理規程**

○愛媛県公営企業管理規程第1号

愛媛県公営企業公舎貸与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成30年 3月23日

愛媛県公営企業管理者 俊 野 健 治

**愛媛県公営企業公舎貸与規程の一部を改正する管理規程**

愛媛県公営企業公舎貸与規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前							
<b>別表第1（第7条関係）</b>				<b>別表第1（第7条関係）</b>							
公舎の延べ面積（当該公舎に附属する別棟の物置舎等がある場合は、その延べ面積を除く。）	単 位	基準使用料の額		公舎の延べ面積（当該公舎に附属する別棟の物置舎等がある場合は、その延べ面積を除く。）	単 位	基準使用料の額					
		松山市	松山市以外			松山市	松山市以外				
55平方メートル未満	1平方メートル 1月につき	<u>414円</u>	<u>392円</u>	55平方メートル未満	1平方メートル 1月につき	<u>386円</u>	<u>371円</u>				
55平方メートル以上70平方メートル未満	1平方メートル 1月につき	<u>518円</u>	<u>490円</u>	55平方メートル以上70平方メートル未満	1平方メートル 1月につき	<u>483円</u>	<u>465円</u>				
70平方メートル以上80平方メートル未満	1平方メートル 1月につき	<u>622円</u>	<u>588円</u>	70平方メートル以上80平方メートル未満	1平方メートル 1月につき	<u>584円</u>	<u>561円</u>				
80平方メートル以上100平方メートル未満	1平方メートル 1月につき	<u>777円</u>	<u>735円</u>	80平方メートル以上100平方メートル未満	1平方メートル 1月につき	<u>720円</u>	<u>692円</u>				
100平方メートル以上	1平方メートル 1月につき	<u>932円</u>	<u>882円</u>	100平方メートル以上	1平方メートル 1月につき	<u>878円</u>	<u>844円</u>				
<b>別表第2（第7条関係）</b>				<b>別表第2（第7条関係）</b>							
構造	年数	金 額									
		55平方メートル未満		70平方メートル以上70平方メートル未満		80平方メートル以上80平方メートル未満		100平方メートル以上		100平方メートル以上	
		松山市以外	松山市以外	松山市以外	松山市以外	松山市以外	松山市以外	松山市以外	松山市以外	松山市以外	
木造	5年	<u>101円</u>	<u>124円</u>	<u>124円</u>	<u>182円</u>	<u>177円</u>					
	10年	<u>92円</u>	<u>183円</u>	<u>104円</u>	<u>221円</u>	<u>86円</u>	<u>240円</u>	<u>137円</u>	<u>319円</u>	<u>114円</u>	<u>351円</u>
	15年	<u>166円</u>	<u>231円</u>	<u>196円</u>	<u>281円</u>	<u>190円</u>	<u>308円</u>	<u>263円</u>	<u>401円</u>	<u>274円</u>	<u>455円</u>
	20年	<u>250円</u>	<u>286円</u>	<u>312円</u>	<u>357円</u>	<u>328円</u>	<u>397円</u>	<u>425円</u>	<u>507円</u>	<u>498円</u>	<u>600円</u>
	25年	<u>306円</u>	<u>322円</u>	<u>372円</u>	<u>396円</u>	<u>412円</u>	<u>452円</u>	<u>539円</u>	<u>581円</u>	<u>612円</u>	<u>674円</u>
	30年	<u>320円</u>	<u>331円</u>	<u>418円</u>	<u>425円</u>	<u>492円</u>	<u>504円</u>	<u>635円</u>	<u>643円</u>	<u>736円</u>	<u>755円</u>
組積造	5年	<u>57円</u>	<u>68円</u>	<u>61円</u>	<u>106円</u>	<u>82円</u>					
	10年	<u>118円</u>	<u>178円</u>	<u>138円</u>	<u>217円</u>	<u>137円</u>	<u>240円</u>	<u>187円</u>	<u>308円</u>	<u>196円</u>	<u>354円</u>
	15年	<u>179円</u>	<u>222円</u>	<u>215円</u>	<u>272円</u>	<u>224円</u>	<u>302円</u>	<u>292円</u>	<u>384円</u>	<u>330円</u>	<u>450円</u>
	20年	<u>249円</u>	<u>273円</u>	<u>311円</u>	<u>342円</u>	<u>339円</u>	<u>385円</u>	<u>427円</u>	<u>481円</u>	<u>516円</u>	<u>584円</u>
	25年	<u>296円</u>	<u>306円</u>	<u>361円</u>	<u>378円</u>	<u>409円</u>	<u>435円</u>	<u>522円</u>	<u>550円</u>	<u>611円</u>	<u>652円</u>
	30年	<u>308円</u>	<u>315円</u>	<u>400円</u>	<u>405円</u>	<u>476円</u>	<u>483円</u>	<u>602円</u>	<u>607円</u>	<u>715円</u>	<u>727円</u>



	10年	14 円	132 円	8 円	159 円		166 円	3 円	232 円		242 円
	15年	124 円	182 円	156 円	221 円	187 円	237 円	233 円	318 円	280 円	348 円
	20年	186 円	218 円	233 円	267 円	279 円	291 円	349 円	379 円	419 円	427 円
	25年	217 円	239 円	271 円	293 円	325 円	325 円	407 円	416 円	488 円	488 円
	30年	232 円	265 円	290 円	324 円	348 円	356 円	435 円	456 円	522 円	526 円
	35年	248 円	278 円	309 円	340 円	371 円	374 円	464 円	479 円	557 円	557 円
鉄骨 鉄筋 コン クリ ート 造及 び鉄 筋コ ンク リー ト造	5年		34 円		39 円		28 円		67 円		32 円
	10年		90 円		107 円		106 円		161 円		151 円
	15年	83 円	134 円	104 円	160 円	125 円	167 円	156 円	234 円	188 円	243 円
	20年	111 円	168 円	139 円	203 円	166 円	215 円	208 円	291 円	249 円	316 円
	25年	138 円	194 円	173 円	236 円	207 円	253 円	259 円	335 円	311 円	372 円
	30年	166 円	216 円	207 円	262 円	248 円	283 円	310 円	370 円	372 円	416 円
	35年	193 円	231 円	241 円	281 円	289 円	306 円	362 円	397 円	434 円	451 円
	40年	220 円	244 円	275 円	297 円	330 円	330 円	413 円	420 円	496 円	496 円
	45年	248 円	252 円	309 円	309 円	371 円	371 円	464 円	464 円	557 円	557 円
50年	256 円	290 円	309 円	354 円	371 円	390 円	464 円	496 円	557 円	576 円	

注1 省略

2 年数の算定基準日は、平成30年4月1日とする。

別表第3（第7条関係）

駐車場の種類	金 額	
	松山市	松山市以外
屋根なし舗装なし	3,160円	2,620円
屋根なし舗装あり	3,950円	3,280円
屋根あり舗装なし	5,910円	5,280円
屋根あり舗装あり	6,700円	5,940円

	10年	53 円	131 円	58 円	159 円	61 円	171 円	75 円	228 円	92 円	253 円
	15年	139 円	177 円	173 円	217 円	204 円	237 円	250 円	307 円	306 円	351 円
	20年	189 円	210 円	236 円	259 円	279 円	287 円	343 円	363 円	419 円	424 円
	25年	215 円	230 円	268 円	283 円	317 円	317 円	391 円	397 円	477 円	476 円
	30年	232 円	254 円	288 円	312 円	342 円	347 円	420 円	434 円	513 円	515 円
	35年	246 円	266 円	305 円	326 円	362 円	363 円	446 円	456 円	544 円	543 円
鉄骨 鉄筋 コン クリ ート 造及 び鉄 筋コ ンク リー ト造	5年	18 円	40 円	22 円	49 円	26 円	44 円	31 円	75 円	39 円	59 円
	10年	32 円	92 円	39 円	111 円	46 円	116 円	55 円	162 円	69 円	169 円
	15年	99 円	133 円	122 円	160 円	145 円	172 円	177 円	229 円	218 円	254 円
	20年	126 円	164 円	157 円	200 円	184 円	217 円	227 円	282 円	277 円	321 円
	25年	151 円	188 円	188 円	230 円	221 円	252 円	272 円	323 円	333 円	373 円
	30年	175 円	208 円	217 円	254 円	256 円	279 円	315 円	355 円	385 円	414 円
	35年	197 円	222 円	245 円	272 円	290 円	301 円	357 円	380 円	435 円	446 円
	40年	219 円	234 円	271 円	287 円	322 円	321 円	396 円	401 円	484 円	483 円
	45年	239 円	242 円	296 円	297 円	352 円	351 円	433 円	433 円	528 円	528 円
50年	254 円	277 円	309 円	339 円	366 円	378 円	450 円	471 円	549 円	561 円	

注1 省略

2 年数の算定基準日は、平成28年4月1日とする。

別表第3（第7条関係）

駐車場の種類	金 額	
	松山市	松山市以外
屋根なし舗装なし	2,750円	2,390円
屋根なし舗装あり	3,440円	2,990円
屋根あり舗装なし	5,160円	4,740円
屋根あり舗装あり	5,850円	5,340円

附 則

（施行期日）

1 この管理規程は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の愛媛県公営企業公舎貸与規程（以下「新貸与規程」という。）第7条第1項から第4項までの規定によって算定した職員公舎

及び職員アパート（以下「職員公舎等」という。）の使用料の額が、改正前の愛媛県公営企業公舎貸与規程（以下「旧貸与規程」という。）第7条第1項ただし書の規定の適用がないものとして、同項から同条第4項までの規定によって算定した職員公舎等の使用料の額（その額が、愛媛県公営企業公舎貸与規程の一部を改正する管理規程（昭和63年愛媛県公営企業管理規程第7号）による改正前の愛媛県公営企業公舎貸与規程第7条第1項から第4項までの規定によって算定した額、愛媛県公営企業公舎貸与規程の一部を改正する管理規程（平成16年愛媛県公営企業管理規程第3号）による改正前の愛媛県公営企業公舎貸与規程第7条第1項から第4項までの規定によって算定した額、愛媛県公営企業公舎貸与規程の一部を改正する管理規程（平成26年愛媛県公営企業管理規程第4号）による改正前の愛媛県公営企業公舎貸与規程（以下「平成26年改正前貸与規程」という。）第7条第1項から第4項までの規定によって算定した額又は愛媛県公営企業組織規程等の一部を改正する管理規程（平成28年愛媛県公営企業管理規程第4号）第3条の規定による改正前の愛媛県公営企業公舎貸与規程（以下「平成28年改正前貸与規程」という。）第7条第1項から第4項までの規定によって算定した額を下回るときは、これらの額のうちいずれが多い額。以下「旧使用料の額」という。）を下回るときは、職員公舎等の使用料の額は、当分の間、旧使用料の額に新貸与規程第7条第5項及び第6項の規定を適用して算定した額とする。

3 新貸与規程第7条第1項から第4項までの規定によって算定した看護師宿舎の使用料の額が、旧貸与規程第7条第1項ただし書の規定の適用がないものとして、同項から同条第4項までの規定によって算定した看護師宿舎の使用料の額（その額が、平成26年改正前貸与規程第7条第8項の適用がなく、かつ、同条第1項から第4項までの規定の適用があるものとして算定した額又は平成28年改正前貸与規程第7条第1項から第4項までの規定によって算定した額を下回るときは、これらの額のうちいずれが多い額。以下「旧看護師宿舎使用料の額」という。）を下回るときは、看護師宿舎の使用料の額は、当分の間、旧看護師宿舎使用料の額に新貸与規程第7条第5項及び第6項の規定を適用して算定した額とする。

○愛媛県公営企業管理規程第2号

愛媛県公営企業会計規程及び愛媛県県営工業用水道供給規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成30年 3月23日

愛媛県公営企業管理者 俊野健治

愛媛県公営企業会計規程及び愛媛県県営工業用水道供給規程の一部を改正する管理規程

（愛媛県公営企業会計規程の一部改正）

第1条 愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（口座振替による納付）</p> <p><b>第30条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、所属長は、別に定めるところにより、同項の規定による納入通知書の送付に代えて、当該納入通知書の記載事項のデータを、データ伝送の方法（電気通信設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第2号に規定する電気通信設備をいう。）を用いてデータを伝送する方法をいう。以下同じ。）により出納取扱金融機関に送付することができる。</u></p> <p>4 省略</p> <p>（収納事務）</p> <p><b>第152条</b> 出納取扱金融機関は、公金を収納したときは、即日（<u>第30条第3項の規定により、所属長が、納入通知書の記載事項のデータをデータ伝送の方法により送付した場合にあつては、管理者が定める日までに</u>）これを管理者の預金に受入れしなければならない。</p> <p>2 出納取扱金融機関は、公金を収納したときは、納入に関する書類に領収の印を押し、領収証書等を納入義務者に交付しなければならない。ただし、<u>第30条第3項の規定により、所属長が、納入通知書の記載事項のデータをデータ伝送の方法により送付した場合にあつては、この限りでない。</u></p> <p>3・4 省略</p> <p><b>第153条</b> 省略</p> <p><u>（データ伝送の方法を用いた収納手続の特例）</u></p>	<p>（口座振替による納付）</p> <p><b>第30条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>（収納事務）</p> <p><b>第152条</b> 出納取扱金融機関は、公金を収納したときは、即日 _____          _____          _____ これを管理者の預金に受入れなければならない。</p> <p>2 出納取扱金融機関は、公金を収納したときは、納入に関する書類に領収の印を押し、領収証書等を納入義務者に交付しなければならない。</p> <p>3・4 省略</p> <p><b>第153条</b> 省略</p>

**第153条の2** 前条の規定にかかわらず、取扱店は、管理者が定める収入に係る公金を口座振替の方法により収納したときは、別に定めるところにより、収納に係るデータをデータ伝送の方法により総括店（令第22条の4第4項に規定する総括出納取扱金融機関を定めたときは、その総括店とする。以下この条において同じ。）に送付するとともに、当該データに係る収納金を総括店の管理者の預金口座に振替をしなければならない。

（出納取扱金融機関の帳簿）

**第175条** 出納取扱金融機関は、事業年度ごとに次に掲げる帳簿を備え、公金の出納を記帳するとともに、当該帳簿を年度経過後5年保存しなければならない。

(1) 省略

(2) 省略

（出納取扱金融機関の帳簿）

**第175条** 出納取扱金融機関は、事業年度ごとに次に掲げる帳簿を備え、公金の出納を記帳するとともに、当該帳簿を年度経過後5年保存しなければならない。

(1) 公金出納簿（様式第92号）

(2) 省略

(3) 省略

様式第92号を削る。

（愛媛県営工業用水道供給規程の一部改正）

**第2条** 愛媛県営工業用水道供給規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（料金の徴収等） <b>第25条</b> 料金は、毎月1回算定して_____徴収する。 2・3 省略	（料金の徴収等） <b>第25条</b> 料金は、毎月1回算定して <u>納入通知書により</u> 徴収する。 2・3 省略

**附 則**

この管理規程は、平成30年4月1日から施行する。

○愛媛県公営企業管理規程第3号

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成30年3月23日

愛媛県公営企業管理者 俊 野 健 治

**愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程**

愛媛県立病院料金規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																								
別表第1（第2条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>区分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 注 省略	名 称	区分	単 位	金 額	備 考	省略										省略					別表第1（第2条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>区分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロボット支援腹腔鏡下直腸悪性腫瘍手術</td> <td></td> <td>1回</td> <td>1,946,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 注 省略	名 称	区分	単 位	金 額	備 考	省略					ロボット支援腹腔鏡下直腸悪性腫瘍手術		1回	1,946,000円		省略				
名 称	区分	単 位	金 額	備 考																																					
省略																																									
省略																																									
名 称	区分	単 位	金 額	備 考																																					
省略																																									
ロボット支援腹腔鏡下直腸悪性腫瘍手術		1回	1,946,000円																																						
省略																																									

**附 則**

1 この管理規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 この管理規程の施行の前日入院して受けるロボット支援腹腔鏡下直腸悪性腫瘍手術に係る料金については、なお従前の例による。